

令和年 8月 29 日

保護者各位

浦添市保育課

台風・緊急災害時の保育の取り扱いについて

市立認定こども園の開園・閉園につきましては、下記のとおりとなります。

【1号認定の場合】

1. 暴風（特別）警報が発令された場合 → 臨時休園となります。

【2号認定の場合】

○路線バスが運行開始する場合

1. 暴風警報が発令されていても、路線バスが発令から運行される場合は通常の開園となります。
2. 路線バスが途中から運行開始された場合は、開始時刻から1時間後に開園します。

台風時の給食対応について

※給食提供につきましては、暴風（特別）警報が発令が基準となります。	
午前6時30分(6:30)までに 暴風（特別）警報が解除された場合	通常通り給食の提供ができます。
午前6時31分(6:31)以降に 暴風（特別）警報が解除された場合	給食の提供は行えませんので、弁当持参で登園して下さい。

3. 午後3時（15:00）以降に、**暴風（特別）警報が解除された場合**された場合は休園となります。

○路線バスの運行中止が決定された場合

1. 登園後に、路線バスの運行中止が決定された時点で、速やかにお子さまのお迎えをお願いします。
(お子さまの安全を考慮し、遅くとも2時間以内には、迎えられるようお願いいたします。)

【協力願い】

1. 暴風時のお子さまの送迎につきましては、保護者が責任を持って対応し、事故のないよう十分お気をつけ下さい。
2. その他、緊急災害時の発生により、平常保育ができない場合は臨時処置をとることもあります。保護者の皆様とは、常に連絡が取り合える（携帯・職場の連絡先）状況を整えて下さい。
3. ホームページでのお知らせは、ネット環境によって、タイムラグが発生することが予想されます。

各家庭でテレビ、ラジオ等で情報収集し確認をお願い致します。

4. 緊急・災害時の電話対応はさまざまな支障がありますので、控えてもらえると助かります。
5. 園児の緊急避難場所につきましては、各園で確認をして下さい。

※ このお知らせは重要書類として保存し、台風接近時にご活用下さい。